２　前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び中間連結決算日における時価を注記することができる。

［３・４　略］

（棚卸資産に関する注記）

第十七条の十七　連結財務諸表規則第十五条の二十七の規定は、市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産について準用する。

（流動資産の区分表示）

第二十五条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

［一～四　略］

五　棚卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

六　［略］

［２・３　略］

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十三条　財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
棚卸資産	×××	×××
［略］		
固定資産		
［略］	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
［略］		
固定負債		
［略］		
負債合計	×××	×××

２　前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。

［３・４　同上］

［条を加える。］

（流動資産の区分表示）

第二十五条　［同上］

［一～四　同上］

五　たな卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

六　［同上］

［２・３　同上］

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十三条　財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		
たな卸資産	×××	×××
［同左］		
固定資産		
［同左］	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
［同左］		
固定負債		
［同左］		
負債合計	×××	×××